平成２６年（フ）第１６４号
愛知県一宮市木曽川町外割田字前堀田144番地
債務者　小田　一夫
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第５８５号
京都市山科区西野小柳町41番地２　シカタシャンブレットⅠ710号、住民票上の住所京都市下京区西七条東石ケ坪町１番地１　グレートシティ601号
債務者　齋藤　靖之
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第５９１号
京都府長岡京市竹の台３番地　Ｄ３―304竹の台団地
債務者　北岸　弘之
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６０６号
京都市山科区大塚野溝町84番地　向陽マンション302号
債務者　上田カルメンシータ　メンドーザ
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６５４号
京都市山科区西野様子見町１番地２　山科団地２棟1163号
債務者　谷口　淑子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６５５号
京都市左京区北白川仕伏町21番地１
債務者　藤田　智子
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６７２号
京都府京田辺市興戸八木屋17番地３　ハイツ北尾弐番館301
債務者　田中佳与子（旧姓坂本）
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６８８号
京都府乙訓郡大山崎町字円明寺小字長慶４番地１　202号
債務者　井上　拓哉
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第６９０号
京都市上京区今出川通七本松西入真盛町742番地17
債務者　宮川　直美
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２６年（フ）第４４５号
堺市南区高倉台２丁２番２―202号
債務者　松本　　茂
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４７２号
大阪府富田林市若松町西２丁目1741番地１―105、前住所大阪府富田林市中野町１丁目636番地１
債務者　立花　和也
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４９３号
堺市中区深井中町1941番地２
債務者　松山　純一
1　決定年月日時　平成26年７月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２６年（フ）第４１号
北海道夕張郡栗山町錦３丁目１番地16
債務者　野澤　由香
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第４３号
北海道美唄市東５条北４丁目５番１号
債務者　町田　麻紀（旧姓上澤）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
札幌地方裁判所岩見沢支部

平成２６年（フ）第５７号
北海道伊達市旭町69番地29
債務者　高田　俊介
1　決定年月日時　平成26年７月16日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２６年（フ）第１７７号
盛岡市津志田15地割53番地28　コーポ浜201号、前住所盛岡市南仙北３丁目８番21号、前々住所宮城県宮城郡利府町しらかし台５丁目５番地16
債務者　高橋ユリ子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
盛岡地方裁判所第２民事部